

第3節 不当労働行為事件の審査

1 概要

平成27年中の不当労働行為事件の係属事件数は4件であり、新規申立てが2件、前年からの繰越しは2件であった。

係属事件4件は年内にすべて終結し、関与和解によるものが3件、無関与和解によるものが1件であった。

当委員会では、審査の期間の目標を「1年6月以内」としているが、終結事件4件はいずれも目標期間内に終結した。(平成27年12月14日以降の申立てから審査の期間の目標を「1年3月以内」に変更)

最近5年間における取扱件数及び終結件数は、次のとおりである。

(1) 年別不当労働行為事件取扱件数及び終結件数

区 分		年						
		23	24	25	26	27		
係属事件	前年からの繰越し	5	4	0	5	2		
	新規申立て	6	1	9	5	2		
	合 計	11	5	9	10	4		
終 結 事 件	取 下 げ ・ 和 解	取 下 げ	—	—	1	—	—	
		和 解	無 関 与	—	—	2	1	1
			関 与	4	2	1	7	3
	命 令 ・ 決 定	全 部 救 済	—	—	—	—	—	
		一 部 救 済	2	1	—	—	—	
		棄 却	1	2	—	—	—	
		却 下	—	—	—	—	—	
	合 計		7	5	4	8	4	
	翌年への繰越し		4	0	5	2	0	

(2) 年別審査終結事件の平均処理日数

区 分		年					
		2 3	2 4	2 5	2 6	2 7	
取 下 げ ・ 和 解	取 下 げ	—	—	3 3	—	—	
	和 解	無 関 与	—	—	6 5	1 2 2	2 4 4
		関 与	1 0 5	1 6 7	8 3	1 3 9	2 2 8
命 令 ・ 決 定	全 部 救 済	—	—	—	—	—	
	一 部 救 済	4 8 9	4 4 9	—	—	—	
	棄 却	4 4 0	5 6 2	—	—	—	
	却 下	—	—	—	—	—	
総 平 均		2 6 3	3 8 2	6 2	1 3 7	2 3 2	

(3) 終結事件の処理日数別件数

		終結事由				終結計
		命令	却下	和解	取下げ	
処 理 日 数	6 月 以 内	—	—	1	—	1
	6 月 超 ~ 1 年 以 内	—	—	3	—	3
	1 年 超 ~ 1 年 6 月 以 内	—	—	—	—	—
	1 年 6 月 超 ~ 2 年 以 内	—	—	—	—	—
	2 年 超	—	—	—	—	—
合 計		—	—	4	—	4

2 不当労働行為事件一覧

事件番号	業種等	法7条該当号	救済申立内容	申立て 審査の実施状況 終結 処理日数	担当
26 (不) 3	業種：教育・学習支援業 従業員：34人	1, 3, 4	1 処分、異動等の撤回及びバックペイ 2 処分前の業務への復帰 3 謝罪文の掲示	申立 26.6.23 調査 4 (0) 回 審問 2 (2) 回 和解 2 (2) 回 関与和解 (和解 協定 27.4.2) (27.4.6 取下げ) 288日	公 村上 労 本原 使 横田 金田 熱田
26 (不) 5	業種：道路旅客運送業 従業員：45人	1, 3	1 懲戒処分の撤回及び処分により生じた金銭的損害金の支払い 2 誓約書の交付	申立 26.9.17 調査 4 (3) 回 審問 1 (1) 回 和解 2 (2) 回 関与和解 (和解 協定 27.7.28) (27.7.30 取下げ) 317日	公 松田 労 本原 使 鈴木(洋) 西村 熱田
27 (不) 1	業種：技術サービス業 従業員：約350人	2	1 団体交渉の実施	申立 27.1.13 調査 2 (2) 回 関与和解 (和解 協定 27.4.1) (27.4.1 取下げ) 79日	公 金原 労 芝崎 使 鈴木(光) 花澤 久保田
27 (不) 2	業種：道路旅客運送業 従業員：約290人	1, 2	1 班長職への復帰及び復帰までの班長手当相当額の支払い 2 誠実交渉の実施及び労働協約の締結 3 謝罪文の交付及び掲示	申立 27.1.15 調査 4 (4) 回 無関与和解 (27.9.15 取下げ) 244日	公 船越 労 横田 使 鈴木(洋) 西村 金田

- (注)
- ・ 従業員数は申立て時点における概数
 - ・ 審査の実施状況の欄中、調査△(□)回は、申立てからの通算実施回数を△回、27年中の実施回数を(□)回と表示
 - ・ 処理日数は、申立てから終結までの通算日数